**公衆用道路に係る固定資産税取扱要綱が制定されました**

　この要綱は、道路の非課税認定基準を定めたもので、下記に該当する場合は公衆用道路と認定し、固定資産税が非課税となります。

・一方の公衆用道路から他方の公衆用道路に接続する場合(同一の公衆用道路に接続す

る場合も含む。)

・公衆用道路から、公園、公民館その他公共的施設に接続する場合

・一端が公衆用道路に接続する行き止まりの道路で、当該道路以外の公衆用道路を利用

することができる宅地及び宅地並みに評価される雑種地(以下「宅地等」という。)を　除いて、当該道路に沿接する２画地以上の宅地等の利用に供されている場合。ただし、　当該宅地等の所有者が同一人(同一世帯に属する所有者を含む。)である場合は１画地　とみなす。

・公衆用道路の拡幅部分で、公衆用道路と一体的に通行の用に供されている場合

・前各号のほか、公共性が著しく高いと認められる場合

　　**イメージ図**

**公衆用道路**

**私有地**

申請により、公衆用道路と認定され

れば非課税となる

　　**非課税認定までの流れ**

町

土地の所有者

①公衆用道路認定申請書の提出

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　②調査・審査

③公衆用道路（認定・申請却下）通知書

**※認定を行った日の翌年度から、当該箇所が固定資産税非課税となります。**